

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	農林業センサス 該当集落名	作成年月日	直近の更新年月日
御杖村	御杖全域 【大字神末】 上村集落、中村集落、東町集落、西の前集落、佐田峠集落、青木・桜垣内集落、ドタヒラ集落、敷津1集落、敷津2・3集落、敷津4・5集落、敷津6集落、小屋集落、太郎生集落 【大字菅野】 上郷集落、中野集落、平ノ瀬集落、菅野東集落 【大字土屋原】 北京・桜峠集落、笹及・堂前集落、神馬場・向川原集落、大野集落、南ノ平・邨山沖集落、峯・須行台集落 【大字桃俣】 町屋集落、付谷・袖南・大ノ台集落、上向台集落、西杉集落、堂前集落	【大字神末】 上村、神末中村、西町、東町、川合、敷津、小屋 【大字菅野】 上郷、中野、庄谷、東郷、際土良・泰原 【大字土屋原】 笹及、堂前、大野、土屋原中村、峯、水口 【大字桃俣】 町屋、菖蒲・備後、西出・井出、上出・奥山	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	144.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	144.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	62.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	48.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	48.0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.6ha
(備考) 中山間直払の第5期対策（令和2年度～令和6年度）締結に向け、第4期対策（平成27年度～令和元年度）で取り組んでいた協定集落毎に協定農用地等について話し合いを行った。 協定農用地は、鳥獣害対策として防護柵（金網等）は設置済 どの地域も後継者不足が深刻な問題で、現行の中心経営体（認定農業者）と各地域を担う農家を中心経営体に加えることにより農地を維持管理していく。 農地を集約化することにより各地域で担う農家が効率的に安定した農業経営が行えるとともに、新規参入しやすい環境整備について引き続き検討していく。	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

村内全域で農業者の高齢化に伴う後継者（担い手）不足が深刻な問題となっている。村内在住の中心経営体も高齢化に伴い今後耕作面積の拡大も期待できないため、村外からの新たな農業者の参入を受入ていく必要がある。そのためには農地の集積・集約化だけではなく、今後耕作可能な農地と非農地の選別をより良い条件の農地を確保する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【大字神末】の農地利用は、中心経営体である認定農業者（農事組合法人を含む）12経営体等が担うほか、村外からの新規参入者の受入を促進することにより対応していく。
（養蜂組合）をR3年度より試験的に受入を開始（小屋集落）

【大字菅野】の農地利用は、中心経営体である認定農業者（農事組合法人を含む）7経営体等が担うほか、地域おこし協力隊任期終了後に認定新規就農者となる者や村外からの新規参入者を促進することにより対応していく。
（協力隊）R3年度より1名採用予定

【大字土屋原】の農地利用は、中心経営体である認定農業者（認定新規就農者を含む）5経営体等が担うほか、村外からの新規参入者の受入を促進することにより対応していく。
（認定新規就農者）経営規模面積拡大

【大字桃俣】の農地利用は、中心経営体である認定農業者（認定新規就農者を含む）5経営体等が担うほか、村外からの新規参入者の受入を促進することにより対応していく。
（認定新規就農者）経営規模面積拡大

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者		現状		今後の農地の引受けの意向		
	氏名(名称)	生年月日	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1 認農法	●●●●	—	水稲 作業受託	8.2 10.0 ha	水稲 作業受託	11.0 14.0 ha	大字神末地内 大字菅野地内 大字桃俣地内
2 認農法	●●●●	—	水稲	8.7 ha	水稲	10.0 ha	大字神末地内
3 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	1.4 0.2 ha	水稲 施設野菜	1.8 0.2 ha	大字神末地内
4 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.9 0.3 ha	水稲 施設野菜	1.0 0.3 ha	大字神末地内
5 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.7 0.3 ha	水稲 施設野菜	0.7 0.3 ha	大字神末地内
6 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.2 0.8 ha	水稲 施設野菜	0.2 0.8 ha	大字神末地内
7 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.2 0.4 ha	水稲 施設野菜	0.2 0.5 ha	大字神末地内
8 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜 その他	1.2 0.8 ha 0.3	水稲 施設野菜 その他	1.5 0.8 ha 0.3	大字神末地内
9 認農	●●●●	—	施設野菜 マコモタケ	1.0 ha	施設野菜 マコモタケ	1.5 ha	大字神末地内
10 認農	●●●●	—	水稲	0.5 ha	水稲	1.0 ha	大字神末地内
11 認農	●●●●	—	水稲	1.0 ha	水稲	2.0 ha	大字神末地内
12 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	1.1 0.2 ha	水稲 施設野菜	3.5 0.2 ha	大字神末地内
13 認農	●●●●	—	施設野菜	0.3 ha	施設野菜	0.3 ha	大字菅野地内
14 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.3 0.2 ha	水稲 施設野菜	0.3 0.2 ha	大字菅野地内
15 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.3 0.2 ha	水稲 施設野菜	0.5 0.3 ha	大字菅野地内
16 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	3.5 0.2 ha	水稲 施設野菜	4.0 0.2 ha	大字菅野地内
17 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜 露地野菜	0.2 0.2 ha 0.1	水稲 施設野菜 露地野菜	0.2 0.3 ha 0.1	大字土屋原地内
18 認農	●●●●	—	施設野菜	0.2 ha	施設野菜	0.2 ha	大字土屋原地内
19 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	0.6 0.3 ha	水稲 施設野菜	0.6 0.3 ha	大字土屋原地内
20 認農	●●●●	—	水稲 施設野菜	3.0 0.7 ha	水稲 施設野菜	3.3 0.7 ha	大字菅野地内 大字土屋原地内

21	認農	●●●●	—	水稻 施設野菜	0.5 0.3 ha	水稻 施設野菜	0.5 0.3 ha	大字桃俣地内
22	認農	●●●●	—	水稻 施設野菜 その他	0.1 0.2 ha 0.2	水稻 施設野菜 その他	0.1 0.2 ha 0.2	大字桃俣地内
23	新認農	●●●●	—	施設野菜	0.2 ha	施設野菜	0.4 ha	大字桃俣地内
24	新認農	●●●●	—	施設野菜	0.1 ha	施設野菜	0.4 ha	大字土屋原地内
25		●●●●	—	みそ こんにゃく 餅 など	— ha	みそ こんにゃく 餅 など	— ha	大字桃俣地内
26		●●●●	—	水稻	0.6 ha	水稻	1.1 ha	大字神末地内
27	広域 認農	●●●●	—	水稻	4.2 ha	水稻	10.0 ha	大字神末地内
28		●●●●	—	水稻	0.4 ha	水稻	0.6 ha	大字神末地内
29		●●●●	—	水稻 施設野菜	0.6 0.2 ha	水稻 施設野菜	0.6 0.2 ha	大字菅野地内
30		●●●●	—	水稻 施設野菜	0.4 0.3 ha	水稻 施設野菜	0.4 0.3 ha	大字菅野地内
31		●●●●	—	水稻	0.9 ha	水稻	0.9 ha	大字菅野地内
32		●●●●	—	水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	大字土屋原地内
33		●●●●	—	水稻 施設野菜	0.7 0.1 ha	水稻 施設野菜	0.7 0.1 ha	大字土屋原地内
34		●●●●	—	水稻 施設野菜	0.2 0.2 ha	水稻 施設野菜	0.2 0.2 ha	大字桃俣地内
35		●●●●	—	水稻	2.5 ha	水稻	2.5 ha	大字桃俣地内
36		●●●●	—	水稻	1.3 ha	水稻	1.3 ha	大字桃俣地内
	計			水稻 作業受託 施設野菜 露地野菜 その他	45.6 10.0 6.9 ha 0.1 1.5	水稻 作業受託 施設野菜 露地野菜 その他	61.9 14.0 7.7 ha 0.1 2.0	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>【農地中間管理機構の活用方針】 各大字に重点地区を選定し、将来の経営農地の集約化を目指して農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていくため、利用権設定の更新時期に、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを推奨していく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備地域等において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>【新規・特産化作物の導入方針】 米等の土地利用型作物やほうれん草等を中心とした施設軟弱野菜のほかに、収益性の高い園芸作物の生産や特産加工に向けた新たな作物の生産に取り組む。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 中山間地域等直接支払交付金等を活用し、金網やネット等の設置や補修を継続するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>【災害対策への取組方針】 風雪水害、寒乾害、高温害等の被害防止のために中山間地域等直接支払交付金等を活用し、定期的な農道や水路、法面等の点検や周辺林地等の下草刈りなどに取り組む。</p>

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。